

廿一銀五厘 地方稅支出
國庫下渡金支出
雜收入支出
單區部支出

錢九厘 雜收入支出
單區部支出
國庫下渡金支出
雜收入支出

錢九厘 雜收入支出
單區部支出
國庫下渡金支出
雜收入支出

錢九厘 雜收入支出
單區部支出
國庫下渡金支出
雜收入支出

錢九厘 雜收入支出
單區部支出
國庫下渡金支出
雜收入支出

錢九厘 雜收入支出
單區部支出
國庫下渡金支出
雜收入支出

錢九厘 雜收入支出
單區部支出
國庫下渡金支出
雜收入支出

錢九厘 雜收入支出
單區部支出
國庫下渡金支出
雜收入支出

錢九厘 雜收入支出
單區部支出
國庫下渡金支出
雜收入支出

錢九厘 雜收入支出
單區部支出
國庫下渡金支出
雜收入支出

錢九厘 雜收入支出
單區部支出
國庫下渡金支出
雜收入支出

錢九厘 雜收入支出
單區部支出
國庫下渡金支出
雜收入支出

陸軍工兵少佐從六位	小宮山昌壽
砲兵少佐全	太田德三郎
二等軍醫全	佐藤 舜海
陸軍步兵中尉從七位	宮原 正人
全	原 則義
全	船橋 信義
全	石岡 武真
全	曾根 良一
全	早井 亞幹
全	菅田 直輝
全	西山 隆義
全	友愛

時事新報

日本帝國ノ海軍(一昨八日ノ續)

得西亞ノ版圖ノ廣キハ世界ニ比類ナキモノニシテ歐羅巴大陸ノ東邊ヨリ亞細亞極東ノ邊陲ニ達シテ我日本帝國ト境土ヲ接スルニ至リ其面積ハ實ニ世界全土ノ七分ノ一ヲ占ムル大國ナリ斯ノ如ク版圖ノ廣大ナルガタメニ事實止ムテ得ズ其海軍ノ手當モ亦甚ク廣シク八百八十一年海軍省ノ定額銀貨二千零六十万圓ニシテ軍艦ノ總數二百二十九艘此内三十艘ハ鎮艦ナリ然ルニ此三十艘ノ内ニテ「ビター」セ、グレート「號」ト「ミニ」號ト二艘ト此他ニ二艘ノ有名ナル浮砲臺艦「ボボフ」號ト「ノブゴロツト」號トヲ除クノ外他ト二十六艘ハ甲鎮ノ厚サ大抵四寸半ノモノニシテ種々五寸或ハ六寸ノモノアリ裝載ノ大砲ハ重最四噸乃至四十噸ナリ其進航速力ノ如キモ過半ハ七「ノット」内外ノモノニシテ十三「ノット」ニ達スルモノハ僅カク三四艘アルノミ魯艦中第一等「ビター」セ、グレート「號」ト雖モ甲鎮ノ厚サ吃氷線「ヲ」十四寸、裝載ノ大砲ハ口徑十二寸重量凡四十噸ノモノ四門ト他ト小砲六門、進航速力ハ十三「ノット」ノモノタルニ過ギズ而シテ「ミニ」號ハ又之ニ品位一等ヲ減ズルノ軍艦タルナリ故ニ魯國ノ海軍ハ猛烈ノ性質ヲ帶ルモノト云ハンヨリ軍口多數ノ鎮艦ヲ有スルモノナリト云フ方適當ナルベシ

獨逸ノ海軍ハ今ヨリ三十年以前コハ僅カク三艘ノ軍艦ヲ有スルノミナリシガ漸次ニ擴張シテ船艦ノ數ヲ増加シタリ千八百七十年ノ夏ヨリ七十二年ニ跨リ隣國佛蘭西トノ有名ナル戰艦ヲ得タル後ハ獨逸政府ハ一層其意ヲ海軍擴張ニ傾ケ千八百七十三年(明治六年)ニ新軍艦六十七艘水雷火船二十艘ヲ以テ獨逸帝國ノ海軍ヲ組織スベシト決議シテ其新造ニ着手シ爾來今日ニ至ルマデニ製造竣功ノ軍艦既ニ三十艘ニ近シ今後多年ナラズシテ其目的ニ達スルコトナルベシ千八百八十一年度海軍省ノ定額ハ通常費銀貨七百零五方圓臨時費同二百八十四方圓軍艦ノ總數ハ八十一艘此内二十二艘ハ鎮艦ナリ其甲鎮ノ厚サハ五寸乃至十寸ニシテ鎮艦ノ大砲ハ口徑七寸ノ最小ト口徑十二寸重量三十六噸ノ「ワルツ」砲ヲ最大トシ進航速力ハ九「ノット」乃至十四「ノット」ナリ獨逸ノ海軍ハ當時正ニ疾歩シテ強大ニ進ムモノト稱スベシ

以上數國ヲ除クノ外歐洲ニテ強盛ナル海軍ヲ有スル者ハ土耳其、地中海、和蘭等ノ諸國ナリ當時土耳其ノ軍艦ハ七十八艘アリ此内ニテ十五艘ハ大ニ海軍ノ實用ヲ爲スベキ鎮艦ナリ其甲鎮ノ厚サハ三寸乃至十二寸ニシテ大砲ハ重量十八噸ノ「アー」ムストロング「砲」ヲ裝載シタルモノアリ進航速力ハ八「ノット」乃至十四「ノット」ナリ此十五艘ヲ除クノ外他ハ皆江河用ノ小軍艦コアラザレバ舊機老朽ノ大艦ナリ海軍將校機關士醫官水兵等一切ノ人員一万二千八百人此内將校ノ最立ナル人々並ニ各艦ノ機關士等ハ悉ク英人ナリ先年魯土兩國戰爭ノ日(明治十、十一年)ニ當リ土耳其海軍ノ働ハ頗ル拙ナルモノナリシ「ダニ」ウ「河」及「黑海」ノ土國海軍ハ魯國海軍ニ比シテ幾倍ノ強大ナルモノナリシニモ拘ハラズ魯軍ニ向テ何程ノ損害ヲモ蒙ラシムルコトハ大ニ却テ魯人ノヨメニ前後十餘艘ノ大小軍艦ヲ破滅セラレ或ハ捕獲セラレタルノミナリシガ尙ホ此上ニ花ヤシキ敗北ハ一回ダニモナカリシトテ世ノ軍人ノ評ニ上リタルハ是非モナキナリ「埃地利」ノ海軍ハ軍艦大小六十一艘此内十三艘ハ鎮艦ナリ其甲鎮ノ厚サハ一吋半乃至十四吋半裝載ノ大砲ハ口徑十一吋ノ「タルツ」砲ヲ最大トシ進航速力ハ十三「ノット」ノモノ四艘アリ海軍人員ハ八千八百人ナリ「和蘭」ハ人口四百萬餘ノ小國ナレモ古來有名ナル海軍國ニテ昔日ハ海王ト稱シテ權勢比類ナカリシハ今ノ英國モ及ハザル程ナリ「目下」同國ノ海軍ハ軍艦百三十七艘此内鎮艦二十五艘然レモ此等ノ鎮艦ハ過半沿海防禦ノ目的ヲ以テ製造シタルモノニシテ其甲鎮ノ厚サハ五寸内外進航速力ハ七八「ノット」ノ間ナリ外洋遠航ノ用ニ供スル鐵艦ハ全海軍中僅カク二艘アルノミ海軍省ノ費用ハ東印度ノ所領地瓜哇ニ屬スルモノヲ合シテ毎年凡銀貨六百七十五萬圓ナリ

以上諸國ノ外ニ歐羅巴大陸ノ西班牙、丁林、瑞典、葡萄牙、希臘等ノ諸國モ多少ノ海軍ヲ有シ多キハ西班牙ノ九十九艘ノ軍艦内十一艘鐵艦海軍人一万五千六百八十七名、年銀貨五百萬圓ヨリ少キハ人口僅カク六百六十七名、爾タル小國希臘ノ海軍軍艦十八艘内鐵艦二艘海軍人六百六十八名、海軍費一ヶ年銀貨四十萬圓ニ至ルマデ其品種一様ナラズト雖モ何レモ其國ノ大小ニ相應スル海軍兵備アラザルハナシ我日本帝國ハ人口三千六百萬ノ大國ニシテ之ヲ歐洲ニ求ムルニ據地利ト伊太利ノ中間ニ立ツマキ國柄ナリ我輩今俄カニ其據地利ナラズ伊太利ナラザルニ實ムル者ニアラズト雖モ其地據據ニ在リテ水ヲ以テ生命ト爲ス大國ニテアラズトナラザル國柄小國ノ海軍兵備ナラズト

報

東京府知事芳川顯正
被誣証ニ係ル者ハ除族相成
除三旗ハ子孫ニ襲ガシメ同
ハルヲ、ルヲ、有之候處本年一
並經事等ニテ公權停止ハ勿
勿勿奪ヒタル、モ惡刑法ノ如
明文無之ハ總テ分籍ニ不
自主ヲ讓與スルモ其儘差置
シテ然ルキハ百主終身實號
族ヲ以テ取扱可然哉此段相

東京府知事芳川顯正
被誣証ニ係ル者ハ除族相成
除三旗ハ子孫ニ襲ガシメ同
ハルヲ、ルヲ、有之候處本年一
並經事等ニテ公權停止ハ勿
勿勿奪ヒタル、モ惡刑法ノ如
明文無之ハ總テ分籍ニ不
自主ヲ讓與スルモ其儘差置
シテ然ルキハ百主終身實號
族ヲ以テ取扱可然哉此段相

東京府知事芳川顯正
被誣証ニ係ル者ハ除族相成
除三旗ハ子孫ニ襲ガシメ同
ハルヲ、ルヲ、有之候處本年一
並經事等ニテ公權停止ハ勿
勿勿奪ヒタル、モ惡刑法ノ如
明文無之ハ總テ分籍ニ不
自主ヲ讓與スルモ其儘差置
シテ然ルキハ百主終身實號
族ヲ以テ取扱可然哉此段相

東京府知事芳川顯正
被誣証ニ係ル者ハ除族相成
除三旗ハ子孫ニ襲ガシメ同
ハルヲ、ルヲ、有之候處本年一
並經事等ニテ公權停止ハ勿
勿勿奪ヒタル、モ惡刑法ノ如
明文無之ハ總テ分籍ニ不
自主ヲ讓與スルモ其儘差置
シテ然ルキハ百主終身實號
族ヲ以テ取扱可然哉此段相

東京府知事芳川顯正
被誣証ニ係ル者ハ除族相成
除三旗ハ子孫ニ襲ガシメ同
ハルヲ、ルヲ、有之候處本年一
並經事等ニテ公權停止ハ勿
勿勿奪ヒタル、モ惡刑法ノ如
明文無之ハ總テ分籍ニ不
自主ヲ讓與スルモ其儘差置
シテ然ルキハ百主終身實號
族ヲ以テ取扱可然哉此段相

東京府知事芳川顯正
被誣証ニ係ル者ハ除族相成
除三旗ハ子孫ニ襲ガシメ同
ハルヲ、ルヲ、有之候處本年一
並經事等ニテ公權停止ハ勿
勿勿奪ヒタル、モ惡刑法ノ如
明文無之ハ總テ分籍ニ不
自主ヲ讓與スルモ其儘差置
シテ然ルキハ百主終身實號
族ヲ以テ取扱可然哉此段相

東京府知事芳川顯正
被誣証ニ係ル者ハ除族相成
除三旗ハ子孫ニ襲ガシメ同
ハルヲ、ルヲ、有之候處本年一
並經事等ニテ公權停止ハ勿
勿勿奪ヒタル、モ惡刑法ノ如
明文無之ハ總テ分籍ニ不
自主ヲ讓與スルモ其儘差置
シテ然ルキハ百主終身實號
族ヲ以テ取扱可然哉此段相

カニ恐怖或ハ悔愧ノ念ヲ禁ズルヲ能ハザルガ如キハ
我輩自家ノヲメニ謀テ大ニ之ヲ取ラザルナリ

(以下次號)

○正誤 前號本館論說中甲鉄ノ厚サヲ記シニ(一)
尺(或ハ二尺トアルハ(十寸)或ハ(二十寸)ノ誤ナリ
一「インナニハ八分四厘ニ當ル

雑 報

○葬儀 昨日は前號へ記載せし如く伏見宮第二の御
子御送葬ノ侍有栖川、小松、北白川の三宮を始め大臣
參議の方々は早朝より同邸へ參集なりて拜祭の式
を行へり畢て正午十二時御出棺ありしが未だ幼稚の
御事おれり行列も至て御手輕にて同二時小石川の豊
島岡へ着せられ滞りなく御埋葬ありり右に付列外
奉送の人々の山田内務卿、徳大寺宮内卿を始め各省
の委任官陸軍の將校等も祭主の本居大教正が勤め
られし

○井田公使 佛國駐劄の井田全權公使より此程佛國
大統領の謁し我 天皇陛下より贈進相成りたる菊花
大紋章を奉られしといふ

○歸京 湯殿來豆州熱海入浴せられし吉田外務大
輔花房外務三等出仕より何れも一昨日歸京せられ吉
田大輔より翌日より出省せられしが花房君より今暫
らく自宅にて療養中ゆへ未だ出省せられざるよし

○柳原杉岡公使 露國駐劄の柳原公使より客月同地
を出發する、等の處御用都合ありて本月下旬同國
を出發せらるゝ事とありしよし此程其筋へ通知あり
たると又杉岡公使に布哇國皇帝及び皇后に冠戴式の
本月十二日又執行する、等なきは右儀式畢るの後ち
凡一週間として同國を發せらるゝ都合あり付歸朝の多
分四月中旬あるべしといふ

○歸臺 先頃より出京中ありし仙臺鎮台司令長官佐
久間陸軍少將に御用濟みて昨日横濱發の海船高千
穂丸にて歸臺されたり

○乃木大佐 東京鐵道歩兵第一聯隊長より同官に
の今度東京鐵道參謀長を命せらるゝとあり但同官は
當時熱海温泉入浴中に付未だ御受のあらずと云ふ

○黒木大佐 中部監軍部參謀長より同官に此度
陸軍本部參謀長を命せられり

○陸軍省 東京鐵道參謀山内少佐は中佐に任し
名譽參謀長を命せられ又教導團團長岡大佐より
教導少將に昇進せらるゝとの風説あり

○陸軍省 故陸軍歩兵少佐勳四等平賀國八君には多
少奉給金ありしよし付奉給として昨日家藏官より
金二百圓を其遺族へ賜ふると又昨十五年中央政官より

り祭料を賜りし人員四十六名にして右金額一萬
四千八百餘圓ありといふ

○津田純一君 同君は此程石川縣下金澤法律專門
學校よりの招聘に應じ昨日横濱解纜は三菱汽船田子
浦丸より勢州四日市に路を取り金澤へ赴かれたり

○出立延引 本社員波多野承五郎の遠江國友善會の
招きに應じ去る七日出立すべき處都合より來
る十四日まで延引することありたり

○李鴻章の周旋 此程李鴻章は需み周旋して朝鮮政
府の顧問たらしめしモルンソフ氏のために清國
税關に奉職の官吏四十名を朝鮮向け指越され度旨
清國政府僱稅關長ヘルト、ハート氏又問合せられ
たりと西字新聞に見ゆ

○陸軍治罪法取調掛 肥田工藤の兩理事外四名は
此程軍法會議陸軍治罪法取調掛を仰付け目下本省
にて調査中あるよし

○内論 陸軍々人の總て政黨に關係せざるの勿論の
事なれども今般全軍擴張に際し上下士官の新任及び
兵員の新募に應ずる者といへとも政黨上に關係せざる
様一層注意すべき旨を此程大山陸軍卿より各鎮臺司
令官並各隊長へ内諭されたりといふ

○國債局 大藏省國債局の近頃餘程繁忙にて定例の
退出期限より運くまで事務を取扱ひれ毎日の退省
の大抵午後五時過ぎあり折々日曜の休暇をも廢さる
ゝ事ありしといふ

○海軍水雷局 横須賀ある海軍水雷練習所を廢せら
るゝ更に水雷局を置かれたるよし付事務章程等をも餘程
變更せられたるよし

○民法及婚姻條例 今般陸海軍擴張に付ては豫て購
さある民法編纂及び婚姻條例を要せらるゝよしあて
其筋に於ては其掛員早出居残りありて専ら調査を急が
るゝと聞く

○會議 農商務省工務局官吏數名の昨日同省管理局
隣室に於て會議を開かれたり其議事の同省所管の
紡績所及び製紗製絨所等の諸規則改正案の事ある由
○徵兵適齡 豫てより改正するべしと説ある徵兵
令の愈多少の改正を行はるゝ中にも是迄合體検査を
付其丈五尺以下の者は除かれしを以て其存低きも
のの輸重輸卒に採用せらるゝといひ又五十歳以上の
親なる養子は免役とありしが之れをも五十八歳以上
と改めらるゝといふ

○森林法 豫て其筋に於て起草中ありといふ森林法
は愈近々參事院より元老院へ調さるゝ趣にて同院議
會を付せらるゝの機は議決の上の直ち農商務省

へ下付せらるゝの手續あるよし右に付各地に官林
更に林視山林保護人の兩官を置くるゝ事と内決せ
るゝ且の林視は(判任官)保護人は(等外吏)相當にて
お其地は者を擇みて任せらるゝと聞く

○山林會小會議 本日大日本山林會の小會議
族會館にて開くるゝといふ

○驛遞局 同局に於て此程より是迄のストーリー
廢せられ總て火鉢を以て代用せらるゝよし

○水産博覽會 水産博覽會場へ各府縣は出品搬入
來る二十日限にて又出品陳列の同二十八日限
整理すべし旨事務局より各委員へ達せらるゝたり

○統計表 統計院に於て客年中諸官廳より差出
し統計表の編纂に此程脱稿せしを以て鳥尾院院長
檢閲を畢り次第印刷に附して夫々へ配布さるゝ

○不應召喚 各裁判所警視廳及び各警察署より召喚
せられし當日あるも一昨日の如き大雪にして入
往復もならざる時限り其召喚も應せざるも別
金等の所分には及ばれざるゝと内決せられたると聞

○士官増員 今度陸軍に於て兵員を増加せらるゝ
付取敢へて士官を増員さるゝと云なるが目下士官
徒と雖も僅少の人員あるを以て各隊附の下副官
擧げの上士官に任せらるべし旨を専ら協議中あり

○巡查召募 湯殿沖繩縣より警視廳へ巡查百名の
の事を依頼されしが當府下ありて之に應ずるもの
にふより此度大坂府より差廻さるゝ事と取計の
りと云ふ

○朝鮮京城通信第一 左の一篇は朝鮮京城より
近報あり記して讀者の一覽に供す

○朝鮮京城通信第一 左の一篇は朝鮮京城より
近報あり記して讀者の一覽に供す

○朝鮮京城通信第一 左の一篇は朝鮮京城より
近報あり記して讀者の一覽に供す

○朝鮮京城通信第一 左の一篇は朝鮮京城より
近報あり記して讀者の一覽に供す

○朝鮮京城通信第一 左の一篇は朝鮮京城より
近報あり記して讀者の一覽に供す

○朝鮮京城通信第一 左の一篇は朝鮮京城より
近報あり記して讀者の一覽に供す

○朝鮮京城通信第一 左の一篇は朝鮮京城より
近報あり記して讀者の一覽に供す

○朝鮮京城通信第一 左の一篇は朝鮮京城より
近報あり記して讀者の一覽に供す